

京都府立植物園開園100周年に向けたサービス向上運営業務委託に関する質問

質問事項		回答						
1 委託上限額について		各門の従事者数の制限（最小、最大）は設けていません。本事業の効果的な実施のため、必要な経費を積算の上、見積上限額の範囲で提案をお願いします。						
(1) 前回（令和2年度プロポーザル）の時と比べて、この間、「最低賃金の引上げ」も2回（3年度、4年度）実施されており、物価も大変上昇している中で、「委託上限額」が3年前と同じである。上昇したものに代えてどの経費をいくら削減した積算をされているのか？	各門の従事者数は、植物園の開園時間を変更しない限り削減することは不可能と思います。							
(2) 令和5～7年度の各年度毎に、人件費、その他経費、消費税の積算の考え方を示されたい。	特に、5年度から6年度、更に6年度から7年度にかけて人件費、物価上昇率は何%と想定されているか？							
(3) 積算を超える人件費、物価の上昇があった場合には、変更契約していただくと考えてよろしいでしょうか？（人件費と物価の上昇があった場合に、変更契約していただかないと業務実施は不可能です。）		契約締結後に契約内容の変更により委託料の変更の妥当性が確認できる場合には、双方協議の上、書面による契約変更手続を進めることとなっています。						
2 「100周年関連事業」のコンセプト		<p>目的：植物園周辺とも連携し、北山の魅力を深める                  対象：子ども、家族連れ、若年層                  コンセプト：府民参加型で実施できるダイナミックな催し                  内容：楽しく自然や植物に触れられる                  文化芸術（園芸、芸術等）、北山らしい催し、お洒落な飲食等</p>						
京都府の考えておられる「100周年関連事業」のコンセプトを示してほしい。	「100周年関連事業を盛り上げる創意工夫を凝らした提案」を求められているが、京都府の考えておられる「100周年関連事業」のコンセプトが分からないと、提案のしようがないように思います。							
3 行政財産目的外使用料について		<p>行政財産使用料については、契約締結後に固定資産評価基準や建物評価額に基づき算定するとともに、毎年度再計算しますが、現段階で使用料の増減は決まっておりません。</p> <p>令和5年度使用料 1㎡当たり単価（年額）</p> <table border="0"> <tr> <td>森のカフェ</td> <td>70,460円</td> </tr> <tr> <td>植物園会館 売店</td> <td>47,040円</td> </tr> <tr> <td>屋外 園芸売店</td> <td>30,390円</td> </tr> </table> <p>※端数処理などで増減します。</p>	森のカフェ	70,460円	植物園会館 売店	47,040円	屋外 園芸売店	30,390円
森のカフェ	70,460円							
植物園会館 売店	47,040円							
屋外 園芸売店	30,390円							
令和5年度から7年度にかけて行政財産使用料は、3年間の金額（年間約400万円）より引き上げられるのか。	<p>「受託上限額」を令和2年度と同じ額にされているため、受託料で人件費を賄うのが極めて厳しく、日常の生活費（電話代、コピー代等）も収益事業の利益から捻出せざるを得ない状況。</p> <p>収益事業の年間売上額からみて、行政財産使用料の額は大変大きい。前回の引上げ額（約100万円）は、大変大きく、協力会の収支状況に大きな影響を及ぼしています。</p>							